



# 環境リスクPress

2021年2月発行／VOL.30

## アスベスト関連ニュース

2021年1月

### 石綿混入バスマットの回収が流通各社で頻発

海外製珪藻土バスマットへのアスベスト混入による商品回収が流通各社にて頻発している。

20年11月27日、大阪府貝塚市のふるさと納税返礼品にアスベストが含まれていることが判明した。その報告を受けて、同日厚労省がメーカーにアスベスト使用禁止の通達を行った。12月16日ホームセンターのカインズは、「珪藻土」を使ったバスマットなど17商品を回収すると発表した。法令の基準を超えるアスベストが含まれている可能性があることが分かったという。続いて、ニトリホールディングスの似鳥昭雄会長らは12月26日午後、都内で会見を開き珪藻土商品に法令の基準を超えるアスベストが含まれていた問題について陳謝。同社は25日全ての対象商品の検査を終了したと発表。検査対象の商品177製品のうち、コースター14製品とバスマット4製品で法令の基準を超えるアスベストが検出されたという。、基準を超えるアスベストが検出された商品と、同じ工場で製造したコースターとバスマット合わせて23製品・355万個超を回収するとのこと。全国のニトリとデコホーム全店に珪藻土回収相談カウンターを設置し、店頭で商品を確認の上、交換または返金などとしている。更に28日、厚生労働省は不二貿易(北九州市)が輸入した珪藻(けいそう)土のバスマット11種類に、アスベスト(石綿)が含まれていると発表した。ヤマダ電機やゆめタウンのイズミ、ホームセンターのグッデイ(福岡市)などに卸され、2万枚を超える商品が既に販売されたという。

厚生労働省も、これらは通常の使い方を使用している限りは石綿が飛散する恐れはなく、健康上の問題を生じさせる恐れは無いと発表されているが、しかしながら削ったり割ったりした場合など破損したときには飛散する恐れがあるとのことで、破損しないようにとの注意が呼びかけられている。各社調査中とされているが、これらが発生している要因として考えられることは、海外製板状珪藻土バスマットにケイカル板が含まれているケースがあること。更に今回は中国の委託工場での製造での混入もあり、調査の結果が待たれる。

## アスベスト関連ニュース

2020年1月

### 建設アスベスト訴訟 最高裁 国の賠償初確定

建設現場でアスベスト(石綿)を吸い健康被害を受けたとする首都圏の元建設作業員や遺族らの集団訴訟で、最高裁第1小法廷は12月16日までに、二審で国の賠償対象となった原告側と国双方の国家賠償請求に関する上告を退ける決定をした。同種訴訟で「一人親方」などを含む作業員への国の賠償責任が初めて確定した。決定は14日付。

建設現場でアスベスト(石綿)を吸い込み、肺がんや中皮腫などを発症した京都府内の建設労働者と遺族計27人が、国や建材メーカー14社に計約9億6千万円の損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第1小法廷(深山卓也裁判長)は同29日までに、二審大阪高裁が賠償を命じたメーカー10社のうち8社の上告を受理しない決定をした。全国9地裁に千人以上が起こしている「建設アスベスト訴訟」において、建材の市場シェアなどを根拠としてメーカーへの賠償命令が確定するのは初となった。

続く1月28日には、京都府の元労働者と遺族計27人が国と建材メーカーに損害賠償を求めた訴訟で、最高裁は国とメーカー8社の上告を退ける決定をした。2審大阪高裁判決のうち、国と8社に計約2億8500万円の賠償を命じた部分も確定した。今回の決定は、メーカーと建材が不明であっても、メーカーの責任を明確に認めたものとなる。

## アスベスト関連ニュース

2020年12月

### WEBによる改正石綿障害予防規則セミナーを開催(厚生労働省)

厚生労働省では、改正石綿規則は改正内容が多岐に渡る上、施行時期も改正項目により令和2年10月施行のものから令和5年10月施行のものまで幅広くあるため、この度YOUTUBEを活用して、「WEBによる改正石綿障害予防規則セミナー」を開催。視聴は厚生労働省公式YOUTUBEチャンネルより <https://www.youtube.com/watch?v=0lu5fuUJH-0>

過去の環境リスクPressはこちらから **環境リスク.COM** <http://www.kankyorisk.com>

【発行】 アスベックス株式会社

〒194-0023 東京都町田市旭町2-7-8

[TEL]042-726-0744 [FAX]042-726-0726